

減価償却資産となる美術品等

美術品等も減価償却できるように改正があったと聞きましたが、どのように変わったのですか？

美術品等（絵画や彫刻等の美術品のほか工芸品などが該当します。）の取扱いを定めた法人税法基本通達7-1-1が平成26年12月に改正されました。改正前の取扱いでは、美術品等は、原則として減価償却資産に該当せず、書画骨とう等に該当するか明らかでない美術品等でその取得価額が1点20万円（絵画は、号2万円）未満のものが減価償却資産として取り扱うことができるとされていました。今回の改正により、この基準が見直され、美術品等は時の経過によりその価値の減少しないことが明らかなものを除き、取得価額が1点100万円未満のものは減価償却資産となりました。

なお、「古美術品、古文書、出土品、遺物等のように歴史的価値又は希少価値を有し、代替性のないもの」は減価償却資産に該当しないことは変わっていません。

1. 美術品等についての減価償却資産の区分

	原則（下記以外）	減価償却資産
取得価額が1点100万円未満	時の経過によりその価値が減少しないことが明らかなもの	非減価償却資産
取得価額が1点100万円以上	原則（下記以外） 時の経過によりその価値が減少することが明らかなもの※注	減価償却資産

※注）「時の経過によりその価値が減少することが明らかなもの」とは、例えば、次に掲げる事項の全てを満たす美術品等が挙げられます。この例示に該当しない美術品等はこれらの事項を参考にするなどして、その実態を踏まえて判断します。

- ①会館のロビーや葬祭場のホールのような不特定多数の者が利用する場所の装飾用や展示用（有料で公開するものを除く。）として取得されるものであること。
- ②移設することが困難で当該用途にのみ使用されることが明らかなものであること。
- ③他の用途に転用すると仮定した場合に、その設置状況や使用状況から見て美術品等としての市場価値が見込まれないものであること。

2. 適用時期

改正後の取扱いは、平成27年1月1日以後に取得する美術品等について適用します。同日前に取得した美術品等は、次の経過措置があります。

3. 平成27年1月1日前に取得した美術品等

平成27年1月1日前に取得し非減価償却資産に該当していた美術品等について通達改正後に再度判定を行った結果、減価償却資産に該当する美術品等については、平成27年1月1日以後最初に開始する事業年度から減価償却を行うこととなります。この場合の償却方法は、その美術品等の実際の取得日に応じて又は平成27年1月1日に取得したとみなして、次の通りです。

なお、適用初年度において減価償却資産の再判定を行わなかった美術品等については、従前どおり、減価償却を行うことはできません。

取得の日	原則的取扱い	H27.1.1に取得とみなす場合
H19.3.31 以前	旧定額法又は旧定率法	定額法又は200%定率法 ※中小企業者等に該当する法人にあっては30万未満の一括償却可（措置法67の5）
H19.4.1 ～H24.3.31	定額法又は250%定率法	
H24.4.1 以後	定額法又は200%定率法	